

お知らせ

健康保険被扶養者加入に伴う確認書類について

協会けんぽ管掌事業所で健康保険被扶養者の加入手続きを行うにあたり、10月より下記のとおり「続柄」「収入」の2点において、原則、確認書類の添付が必要となりました。

確認事項	確認書類	確認書類が省略できる場合
続柄	次のいずれか 1. 戸籍謄本または戸籍抄本（共に原本） 2. 住民票（原本）※ ※2については被保険者が世帯主で対象被扶養者と同居してる場合に限り添付可能	・被保険者と対象被扶養者双方のマイナンバーが届書に記載されているとき ・左記書類により、対象被扶養者の続柄と届書記載の続柄に相違がないことを会社が確認した旨を、届書に記載しているとき
収入	年間収入が「130万円未満（60歳以上、障害者は180万円未満）」であることを確認できる書類	・対象被扶養者が所得税法上の控除対象の配偶者又は扶養親族であることを確認した旨を、事業主が届書に記載しているとき ・16歳未満のとき

収入の確認は、これまでも省略をして手続きを行っています。続柄の確認については、被保険者と対象被扶養者双方のマイナンバーを届書に記載すれば省略可能となっています。そのため、当事務所としては、従業員の負担を考慮し、原則として確認書類を用いずに手続きを行う予定でいますので、扶養加入手続きの際は、被保険者と対象被扶養者のマイナンバーのご提供をよろしくお願いいたします。

年次有給休暇取得義務化について

来年4月より、全ての事業所を対象に年5日の年次有給休暇（以下、「年休」）の取得義務化が始まります。事業所側は、年休の付与に際し予め取得希望日を聞いて時季を指定したり、従業員ごとの年次有給管理簿の作成と3年間の保存が義務付けられるなど、年5日の取得を満たすよう注意しなくてはなりません。

なお、年休を取得したことを理由に賃金や賞与の算定にあたり欠勤として取扱うなど、年休の取得を抑制する全ての不利益な取扱いをしないようにしなければなりませんとされています。

具体的な内容は下記の通りとなります。

取得義務の対象者	年休が10日以上付与される従業員	・正社員、パート・アルバイトの区分に関係なく、年休が10日以上付与であれば対象者となる。 ・年休の比例付与に該当する場合でも、勤続年数や就業規則によって10日以上付与されていれば対象者となる。
取得させなければならない日数	5日	以下のような場合は、義務の対象から外れる。 1. 自発的に5日以上年休を取っている。 2. 自発的な取得と計画付与を合わせ5日以上取っている。 ※1・2のケースで5日に足りない場合は、その不足分が義務の対象となる。
取得期間	原則 年休の付与日から1年以内	法定の付与日より前に年休を付与する場合の取扱いについては次回のお知らせでご案内します。

内容に関するお問合せやご相談は
吉田宏司事務所（03-3274-0656 y-jimusho@fukusikyokai.com）までご連絡ください。